

## 大阪国際空港の今後の運用及び環境対策に関する協定

大阪国際空港に係る調停条項の当事者である伊丹第1次・第2次・第3次・第4次・第5次・第6次及び大阪調停団と運輸省は、本空港に起因する諸問題に関し、双方抛るべき立場を異とする中で、十数年の長きに亘り慎重かつ真摯に取り組み、また、その解決を図るために最大限の努力を傾注してきたところである。これにより、環境対策、安全対策において、全国の空港に範たり得る進展をみるに至った。

両当事者は、調停条項（昭和55年6月30日または7月16日成立）を踏まえ、この協定をもって本空港の存廃問題の終結及び空港が周辺地域との調和を図ることの重要性を確認する。運輸省は、空港周辺居住者の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

ここに調停団と運輸省は、公害等調整委員会事務局審査官立会いのもと、関西国際空港開港後の措置を含め、今後の大阪国際空港の運営と環境対策について、次のとおり合意する。

### 1. 基本方針

大阪国際空港については、周辺地域との調和と利用者利便の確保とを図りつつ関西国際空港開港後も存続することを運輸大臣の責任において決定することとし、その運用と環境対策については下記のとおりとする。

### 2. 空港機能等

本空港については、関西国際空港開港後も運輸大臣が直轄で管理・運営する国内線の基幹空港とし、関西国際空港との適切な機能分担を図ることとする。

また、本空港の規制時間内においては、関西国際空港の代替空港の機能を有するものとする。

### 3. 発着回数

関西国際空港開港後の本空港における発着回数の取扱いは以下のとおりとする。

- ①総発着回数の限度は当面現行どおりとする。
- ②定期便のジェット機の発着回数は、年末年始等の時期を例外として、1日200回以下とする。
- ③プロペラ機については、YS-11型機の経年化等に対応するため、後継プロペラ機の導入に努めるほか、現行騒音影響区域の範囲内で便数調整を図り、順次②のジェット機発着回数の枠外で低騒音機材へのジェット化を行う。
- ④いわゆる『ローリング方式』を廃止することとする。

#### 4. 環境対策

##### (1) 発生源対策

###### ①機材制限

今後は騒音基準適合証明におけるいわゆる新基準適合機への更新を促進することとし、関西国際空港開港後にあつては、定期便については、新基準適合機のための運航を認めることとする。

###### ②騒音規制

関西国際空港開港後の離陸後の騒音規制として、やむを得ない場合を除き川西市久代小学校における騒音規制を当面97ホンとし逆発進対策完了後にあつては豊中市側においても騒音規制を実施することとする。この場合における規制値については、逆発進対策完了時までには検討を進めることとする。

###### ③発着時間規制

当面、午後9時以降翌日午前7時までに発着するダイヤ設定を認めないこととする。

###### ④運航方式

現在大阪国際空港において採用されている飛行ルート及び騒音軽減運航方式を今後とも徹底するとともに、安全性が確保されることを前提に、夜間においては、着陸時のスラスト・リバース（逆推力）の抑制に努めることとする。

また、今後とも騒音軽減等を図り得る運航方式の研究・導入等につき努めることとする。

###### ⑤逆発進対策

今後とも関係地方公共団体、周辺住民等の理解と協力を得て、逆発進対策を鋭意進めることとする。

###### ⑥使用滑走路

プロペラ機のジェット化に当たっては、適切な滑走路の使用により騒音が偏在しないように努める。

##### (2) 周辺環境対策及び安全対策

大阪国際空港の存廃について調停団の提出した平成2年6月22日付け「意見書」中「Ⅱ 調停団の存廃に対する基本的考え方」に掲げる環境対策等の具体的事項について、各項目の実現に最大限の努力を払う。

##### (3) 大阪国際空港周辺対策基金の設置

地上防災対策その他市街地空港としての大阪国際空港の特殊性に鑑み必要な諸対策を実施すべく大阪国際空港周辺対策基金（仮称）を平成2年度内を目途に設置する。

#### 5. その他

(1) 本協定事項については、今後の状況の変化等により適宜見直しを行うものとし、内容を変更する場合には、あらかじめ協議するものとする。

(2) 本協定の実施について必要がある場合は、原則として関西国際空港の開港までの間に、誠意をもって協議する。

平成2年11月22日

伊丹第1次調停団代理人

第2次調停団代理人

第3次調停団代理人

第4次調停団代理人

第5次調停団代理人

第6次調停団代理人

大阪調停団代理人

運輸省航空局長

立会人

公害等調整委員会事務局審査官

公害等調整委員会事務局審査官